

平成 19 年度持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン検討会 設置要綱（案）

平成 19 年 7 月 23 日

1 趣旨

経済成長が著しいアジアにおいて持続可能な開発を実現するには、あらゆる分野で、企業活動等の経済社会システムのグリーン化に取り組む人材（環境人材）が不可欠であり、本年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」に「国際的に活躍する環境リーダー育成イニシアティブのアジアにおける展開」が位置付けられるとともに、同月に閣議決定された長期戦略指針「イノベーション 25」に「世界の環境リーダーの育成」が盛り込まれた。これを踏まえ、アジアにおける環境人材の育成に必要な方策を検討し、人材育成に係るビジョンを策定するため、「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

2 構成

- (1) 検討会は、大学等における持続可能なアジアに向けた環境人材の育成方策を検討し、その検討結果を環境省総合環境政策局長に報告する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討員のうちから、推薦による承認によってこれを定める。座長は、検討会の業務を総括する。
- (3) 検討会に座長代理をおき、検討員のうちから、推薦による承認によってこれを定める。座長代理は、座長を補佐する。
- (4) 検討員は、検討会における検討状況を踏まえて追加することができる。
- (5) 検討会には、必要に応じて、検討事項に関係する者を参考人として出席させることができる。
- (6) 座長に事故があるときは、座長代理が、その職務を代理する。
- (7) この設置要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

3 設置期間

検討会の設置期間は、平成 19 年 7 月 23 日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4 検討会の公開等

検討会は原則として公開で行うものとする。議事要旨は検討員確認の後、公開とする。また、資料は原則として公開することとし、具体的には資料の内容に応じて座長が公開・非公開を定める。

5 庶務

検討会の庶務は、財団法人地球環境戦略研究機関において処理する。